

ドイツ・会計税務ニュースレター

第 18 回 税務

欧州委員会が関税改革法案を提出

2023 年 7 月

はじめに

欧州委員会は 2023 年 5 月 17 日、EU 関税同盟の更なる統合を目指し、関税制度に関する改革法案を発表しました¹。法案には EU 共通の関税データハブの導入や、当該データハブの管理やサプライチェーンのモニタリングを行う EU 関税局の設置、150 ユーロ未満の商品に対する関税の免税措置の廃止などが盛り込まれています。

※ 本稿は、Grant Thornton AG（グラントソントン・ドイツ）が作成したものを、和訳・編集したものです。原文（ドイツ語）は[こちら](#)をご参照ください。

Contents

- ・ 背景
- ・ 法案の詳細
- ・ 導入スケジュール
- ・ EU 関税改革への対応

背景

EU 関税改革の目的は税関当局のデジタル化の推進と、それによる関税処理時間の短縮、ならびにオンライン分野で絶えず変化し続けるビジネスモデルへの対応にあります。欧州委員会は当該改革により、EU 加盟各国の税関当局の効率性を高め、同時に関税に関する不正を減少させることを目指しています。

近年、国境を越えた商流の複雑化と電子商取引（E コマース）の増加が税関当局にとって大きな課題となっています。連邦統計局によると、2022 年には 16 歳から 74 歳までのインターネットユーザーのほぼ 4 分の 3（76%）が EU 内でオンラインでの購入を行いました²。

これに対し、第三国から EU 域内に輸入される商品への課税について、付加価値税（VAT）と関税で異なる基準値を用いていることが、管理作業の増加を招いています。すなわち、2021 年 7 月 1 日に 22 ユーロ以下の商品の輸入 VAT の免除が廃止された一方、EU 加盟国への輸入関税については、150 ユーロ未満の商品は原則免税となっています。

こうした状況を踏まえ、欧州委員会は関税制度改革に向けた具体的な提案を公表しました。

¹ https://taxation-customs.ec.europa.eu/customs-4/eu-customs-reform_en

² <https://www.destatis.de/Europa/EN/Topic/Key-indicators/GeneralRegional.html>

法案の詳細

1. EU 関税データハブと EU 関税局の設置

EU 関税データハブは、EU 加盟国によって利用されている既存の関税窓口や IT システムに代わって、事業者が自社の製品やサプライチェーンに関連するあらゆる情報を、単一のプラットフォームで税務当局に送信することを可能とします。プラットフォームに入力されたデータは、AI を使用して分析され、税務当局がサプライチェーンや商品の動きを把握するために使用されます。

また、新たに設置される EU 関税局が当該データハブを運用し、EU レベルでの関税リスクの把握と対応の役割を担う予定です。

ビジネスプロセスとサプライチェーンについて高い透明性が認められ、一定の基準を満たした事業者を「Trust&Check トレーダー」として認定し、通関手続の簡略化や短縮を認める制度も検討されています。

E コマース等のオンラインプラットフォーム事業者は関税の履行において重要な役割を果たすようになります。これまでは関税の申告納付に対する責任は輸入者（消費者）や通関代理人にありましたが、将来的にはオンラインプラットフォーム事業者が、みなし輸入事業者としてこの実質的な責任を負うこととなります。欧州委員会がオンラインプラットフォームとその背後にあるプロバイダーに焦点を当てていることは、VAT 等においてすでに明確に認識されています³。

2. 低額商品に対する関税の免税措置の廃止

EU 域外の第三国から EU 域内の受取人に 150 ユーロ未満の商品を発送する際の関税の免税措置は廃止される見込みです。これにより、税務当局は評価額の過小申告や商品の恣意的な分割等を利用した、組織的な関税逃れに対処する必要がなくなります。

一方で事業者側、特に E コマース事業者にとっては、関税額を計算するための事務負担が増加することが見込まれます。この影響を緩和するために、低額商品については、関税計算に必要な品目分類を 5 つのクラスターに簡略化することが検討されています。

導入スケジュール

EU 関税データハブの導入は以下のスケジュールで行われる予定です。

- 2028 年：E コマース事業者に EU 関税データハブへのアクセスを義務化
- 2032 年：他の一般輸入事業者による EU 関税データハブへの任意アクセスを開始
- 2038 年：すべての輸入業者に EU 関税データハブへのアクセスを義務化

150 ユーロ未満の商品に対する免税措置の廃止は、遅くとも 2027 年 12 月 31 日までに各 EU 加盟国によって導入され、EU 全域では 2028 年 3 月 1 日から適用される見込みです。

EU 関税改革法案は今後 EU 理事会と欧州議会に送られ、その後、欧州経済社会評議会にて協議される予定です。

³ 第 12 回ニュースレター「[DAC7 実施法導入と移転価格ルールの改正](#)」参照。

EU 関税改革への対応

上述のとおり、EU 関税改革法案により、プラットフォーム運営者等の事業者にとって関税徴収義務が増加することが見込まれます。さらに、低額商品に対する関税の免税措置の廃止は、無視できないコスト要因となります。関税額の計算の簡易化は導入されるものの、当初は事業者が関税データハブに登録する際の事務作業が増加することが想定されます。最終的には消費者に影響を及ぼす価格上昇の可能性も排除できません。

特に E コマース事業者やプラットフォーム事業者については、今後の EU 関税改革の動向を注視し、必要に応じて商流や契約関係を見直すことをお勧めします。

Grant Thornton の専門家がサポート致します。

お問い合わせ先

Grant Thornton AG（グラントソントン・ドイツ）では、ドイツに進出する日系企業のために、デュッセルドルフ・オフィスにジャパンデスクを設けております。監査・保証業務、移転価格、グローバルタックスマネジメントを含む税制サポート、内部統制、事業戦略コンサルティングなど、貴社のドイツへの進出の程度や事業規模に応じたサービスのご提供が可能です。

ドイツでのビジネスサポートをお探しの日系企業様がありましたら、是非グラントソントン・ドイツ ジャパンデスクにご相談ください。

担当者



井上 広志 Hiroshi Inoue

Grant Thornton AG | Head of Japan Desk | Partner

公認会計士（日本）

E hiroshi.inoue@de.gt.com

W grantthornton.de

Disclaimer

本文書の正確性、適切性には慎重を期しておりますが、いかなる保証も与えるものではありません。本文書は情報提供のみを目的として作成されています。本文書で提供している情報は、利用者の判断・責任においてご使用ください。本文書は専門的、技術的、法律的なアドバイスを提供するものではありません。本文書で提供した内容に関連して、利用者が不利益等を被る事態が生じたとしても、グラントソントン及びグラントソントン加盟事務所は一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。